

町営住宅モニター付きドアカメラ整備工事特記仕様書

1. 目的

本仕様は、町営住宅モニター付きドアカメラ整備について定めたものである。

2. 工事名

町営住宅モニター付きドアカメラ整備工事

3. 工事概要

本工事は、御殿南住宅10棟及び幾世橋住宅団地85棟にモニター付きドアカメラの整備を行い、機器の動作確認及び調整をするものとする。また既存の緊急通報システムへ影響を及ぼさないようにし、既存のインターホンのチャイム音を録音し自動でカメラ映像を表示させられるものを整備する。

※参考商品 パナソニック製「V S - H C 4 0 0 - W」

4. 工事場所

浪江町大字権現堂字御殿南地内及び大字幾世橋字来福寺西地内

5. 契約期間

本工事は契約締結日から令和6年12月27日までとする。

6. 準用

本特記仕様書に記載の無い事項については、「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)によるものとする。

7. 提出書類

受注者は、本工事にあたり、下記書類を整理し、発注者が指定する期日までに提出すること。

(1) 着工届	1部
(2) 工程表	1部
(3) 現場代理人等通知書	1部
(4) 完成届	1部
(5) 工事写真(施工前・施工後)	1部
(6) その他必要な書類	必要部数

8. 補足事項

- (1) 本工事は入居済の住宅へモニター付きドアカメラを整備するものである。本工事は案内を住宅水道課より通知後、入居者と整備工事のスケジュール等について調整し、整備を行うこと。
- (2) 施工にあたっては、既設構造物、隣接地施設・構造物等に損傷をあたえないように十分注意するものとする。良好な管理がなされず損害を与えた場合は受注者の責で補修すること。
- (3) 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項または、工事の施工にあたり疑義が生じた場合は都度、監督員と協議すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。